

日医・道医認定生涯教育講座、医学会等への 助成について

学術部では、日本医師会生涯教育制度の推進を目途に、郡市医師会や専門医学会などの講演会、全国学会などに対し、開催費用の一部を助成しております。

下記基準に相当する講演会、学会等を開催される場合はご活用下さい。

◇学術部◇

日医・道医認定生涯教育講座

申請、実施報告書等に基づき学術部で審査の上、助成する。

日医・道医認定生涯教育講座助成基準内規

(平成18年4月15日制定)

道内で開催される日医・道医認定生涯教育講座で、郡市医師会・専門医会が製薬メーカー等他団体の協力を得ないで単独で実施した講座に対しては、次の基準により助成金を交付する。

講 師 謝 礼	1名につき 25,000円 (ただし、1回につき1名までとする。 また、会員・非会員を問わず、当該郡市区域内の医師が講師となる場合は支給しない。)
講 師 旅 費	当会旅費規程より半額支給とする(ただし、1回につき1名までとし、道外講師の場合は40,000円を最高限度額とする。また、会員・非会員を問わず、当該郡市区域内の医師が講師となる場合は支給しない。)
資 料 費	受講者に配布する資料を作成した時、1講師につき資料作成費として10,000円 (ただし、1回につき1名までとする。)
会 場 諸 費	外部施設利用の場合に限り、1回につき 10,000円

1. 医学会助成との重複助成はしない。
2. 資料費を請求する場合には、資料1部の提出を求める。
3. 年度内の助成は5回かつ350,000円を上限とする。
4. 三医育機関については、その性格上、年間一律100,000円とする。

医学会開催に対する助成金

趣意書、収支予算、過去実績などを基に学術部で審査の上、助成する。

医学会開催に対する助成金交付基準内規

(平成18年4月15日制定)

道内で開催される医学会で、当会に助成金交付申請のあったものに対しては、おおよそ次の基準により助成金を交付する。

1. 対 象

道内で開催される全国規模の学会・研究会および郡市医師会等が主催して行う医学会・研究会

2. 基 準 額

(1回当たり助成額)

区 分	助成額 (円)
道内で開催される全国規模の学会	100,000～200,000
道内で開催される全国規模の研究会	40,000～100,000
郡市医師会等が主催して行う医学会・研究会	40,000～200,000

3. 助成制限

1. 同一主催者に対する助成は年度内2回までとする。
2. 日医・道医認定生涯教育講座助成との重複助成はしない。

申請書などは下記URLをご参照下さい。

<http://www.hokkaido.med.or.jp/doc/about/index2.html>

お問い合わせ先 北海道医師会事業第四課

TEL 011-231-1727 FAX 011-210-4514

jigyos4ka@office.hokkaido.med.or.jp